

平成二十六年五月二十三日受領
答弁第一六一号

内閣衆質一八六第一六一号

平成二十六年五月二十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 伊吹 文明殿

衆議院議員鈴木貴子君提出法務省幹部職員による不祥事に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出法務省幹部職員による不祥事に関する再質問に対する答弁書

一について

法務省職員が、先の答弁書（平成二十六年五月十三日内閣衆質一八六第一三四号。以下「前回答弁書」という。）五についてでお答えしたとおり処分を受けるに至っていることは、法務行政に対する国民の信頼を著しく損なうものであって、誠に遺憾であると考えている。

二について

法務省においては、職員の綱紀粛正につき、会同、会議、研修等の機会を利用して注意喚起するなどしてきているところである。

三及び四について

お尋ねについては、前回答弁書六及び七についてでお答えしたとおりである。